

告 示

埼玉県告示第五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東鷲宮ショッピングセンター

埼玉県久喜市桜田三丁目二番一、二番四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

営業時間の変更により、騒音規制法に基づく騒音の規制基準に変更が生じます。規制基準をご確認のうえ、遵守をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年八月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター